

河合町高齢者・子ども見守りネットワークに関する協定書

河合町（以下「町」という。）と株式会社ヨシケイライプリー・ナラ事業部（以下「協力事業者」という。）は、河合町高齢者・子ども見守りネットワーク事業（以下「事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町と協力事業者が見守り活動を通じて連携することにより、高齢者や子どもの異変等を早期に発見し、適切な支援につなげるなど、地域での見守り体制を確保し、高齢者や子どもが地域社会から孤立することなく住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的とする。

2 この協定は、前項の目的を達成するため、事業の実施に関し、必要な事項を定める。

（見守り活動の内容）

第2条 協力事業者は、業務に支障のない範囲で、高齢者や子どもの日常生活において、異変を発見した場合に町に連絡するものとする。

2 協力事業者は、高齢者や子どもの安全確保の上で、特に緊急を要すると判断した場合は、直接消防署及び警察署に通報を行ったのち、町に連絡するものとする。

3 協力事業者から連絡を受けた町は、高齢者や子どもに対して速やかに必要な支援及び対応を行うものとする。

4 協力事業者は、事業の実施に当たり、協力事業者の従業員等に対しこの協定の内容を周知し、見守り活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

（個人情報の保護）

第3条 町と協力事業者は、この事業を通して知り得た個人情報その他秘密事項を関係機関以外に他に漏らしてはならない。この協定書に基づく事業の協力が完了した後も同様とする。

2 町と協力事業者は、この事業を通して知り得た個人情報を事業以外の目的に利用してはならない。また、事業終了後も同様とする。

3 町と協力事業者は、この事業を通して知り得た情報については、情報の取扱いに十分に注意し、情報の滅失・改ざんのないよう適切な管理に努めるものとする。

4 町と協力事業者は、必要がなくなった情報については、速やかに廃棄等処分するものとする。また、町と協力事業者は、協定を破棄した後もこの事業を通して知り得た個人情報を他に提供してはならない。

（免責事項）

第4条 協力事業者は、第2条第1項又は第2項の規定による連絡通報を行った場合又は連絡通報を行う事ができなかった場合において、その後生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

2 協力事業者は、高齢者や子ども等の異変に関する連絡通報の誤報について、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了日の3か月前までに、町及び協力事業者のいずれからも特段の申出がない場合は、有効期間を1年更新するものとし、その後も同様とする。

（反社会的勢力）

第6条 町及び協力事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に定める「暴力団」、同条第6号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会的勢力又は人物との一切の関係を持たないことを確約する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、町と協力事業者が協議の上決定するものとする。

（協定の解除等）

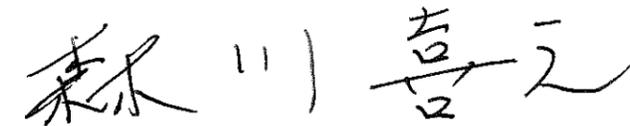
第8条 協力事業者は、町に対する申入れによって、この協定を解除することができる。

2 町は、協力事業者が事業協力に対して不適当な事由があると認めるときは、協力事業者に対して通告により本協定を破棄することができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、町と協力事業者署名の上、各1通を保有する。

令和 5年11月24日

河合町長



協力事業者 株式会社 ヨシケイライプリー・ナラ事業部

